

セグロウリミバエのまん延防止対策の徹底 についてのお知らせ及びお願い

作物（ウリ科などの野菜類や一部の果物類など）を生産している農家の皆様及び家庭菜園で作物を育てている町民の皆様へ重要なお知らせと切実なるお願いです。

新聞やテレビ等で報道されているように令和6年3月に名護市で確認されて以降、沖縄県内11市町村（北部地域9市町村・中部地域2市町）でセグロウリミバエの発見が相次いでいる状況の中、国は、令和7年4月14日から沖縄本島の全26市町村を緊急防除地域と定め、植物防疫官を派遣し、防除体制の強化や同作物の移動等に関する対策を講じることを決定しています。

なお、緊急防除を行うため必要な限度において、有害動植物が付着している植物等の作付禁止、移動制限、廃棄等の命令をすることができ旨が植物防疫法で規定されており、セグロウリミバエも同法で示す有害動植物に指定されています。本種が定着すると農作物に直接的被害を与えるだけでなく、県外への移動（出荷）制限措置が取られ、農家の皆様の経営や生活面にも甚大なる被害を及ぼすことは言うまでもありません。

については、セグロウリミバエの定着を未然に防ぐため、作物を生産している農家の皆様や家庭菜園で作物を育てている町民の皆様におかれましては、まん延防止対策に万全を期していただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、国は、移動（出荷）制限に関する具体的な対応方針等を令和7年3月14日に示しておりますが、その概要資料を取り急ぎ提示いたしますので御確認願います。

また、対応方針等に関する具体的な資料につきましては、国・県・本島内市町村及びJA等のホームページなどから御確認ください。

最後に、農家の皆様におかれましては、物価高騰などの影響を受け、経営面等においても厳しい状況にあるとは存じますが、何卒御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

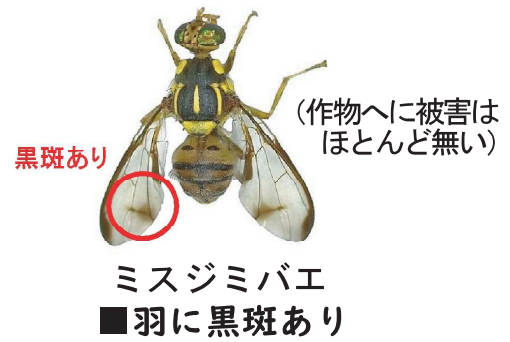
令和7年3月14日
八重瀬町長 新垣 安弘

※セグロウリミバエ対策等に関する情報は、裏面から御確認ください。

■ セグロウリミバエとウリミバエ及びミスジミバエの特徴（見た目の違い）

※今回の緊急防除対策において、緊急的な防除対策を講ずる有害動植物は、セグロウリミバエです。ウリミバエの防除対策については、沖縄県において、定期的に不妊虫を放飼するなどの対策を長年に渡って講じており、被害の報告などはありません。

※セグロウリミバエとウリミバエ及びミスジミバエは、近縁種であることから大きさや体色等が似通っていますので、ウリミバエ（沖縄県が定期的に放飼している不妊虫）とセグロウリミバエとを見間違わないように注意してください。



■ 生産者（農家）の皆様へのおねがい

- ① 施設栽培では、防虫ネットのメンテナンスや入口の二重カーテン等で虫の侵入を防ぎましょう



- ② 栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう

※放置された果実からも多くの幼虫や蛹が見つかっています！



※畑に果実を放置しない

- ③ 適切な薬剤防除により虫の侵入を防ぎましょう

※植物防疫法に基づき散布できる農薬のリストがあります。（進入地域に限る）、詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。



- ④ 不要な果実は集めて埋設するか、ビニール袋に入れて密閉し虫を死滅させるなどして、虫の侵入拡大を防ぎましょう



■ 家庭菜園をお持ちの皆様へのおねがい

- ① 栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう
※自然に生えたもの（ナンクルミー）やウリ科雑草もできるだけ抜き取りましょう。



- ② 家庭菜園では、できるだけウリ科野菜の栽培を控えるようお願いします



※中北部での多くが家庭菜園から見つかります！

- ③ 地域外へのウリ科果実の持ち出しを控えるよう、お願いします



- ④ 不要な果実はビニール袋に入れて密閉し、地域のルールに従って処分しましょう

※虫が入っている場合は、ビニール袋を密閉したまま日光などに当てて、虫を死滅させてから処分してください

★もし、ウリ類果実の中にウジ（幼虫）を見つけたらすぐに下記に御連絡下さい。

沖縄県病害虫防除技術センター：098-886-3880

南部農業改良普及センター：098-889-3515

八重瀬町農林水産課：098-998-4624

※詳しくはこちら ⇒
(沖縄県病害虫防除技術センターホームページ)



セグロウリミバエによる農作物被害を防止するため、 本島外に出荷する際には移動検査が必要になります

【移動制限の内容】

- ① 令和7年4月14日から、生産者の皆さまは、沖縄本島内で生産されたセグロウリミバエが寄生するおそれがある植物（移動制限の対象となる植物／下記参照）を本島外に移動（出荷）する場合には、市町村への検査申請が必要となります。
植物防疫官が実施する検査に合格したもののみ、沖縄本島外への移動（出荷）が可能となります。
- ② 植物防疫官の検査を受けていない移動制限植物であっても、沖縄本島内で消費することができます。
- ③ 令和7年4月13日以前であっても、セグロウリミバエが寄生又は、寄生しているおそれがある植物は、本島外への移動（出荷）を制限することがあります。

移動制限の対象となる植物（移動制限植物）

【生果実】

（野菜）

うり科植物（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む） など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（果樹）

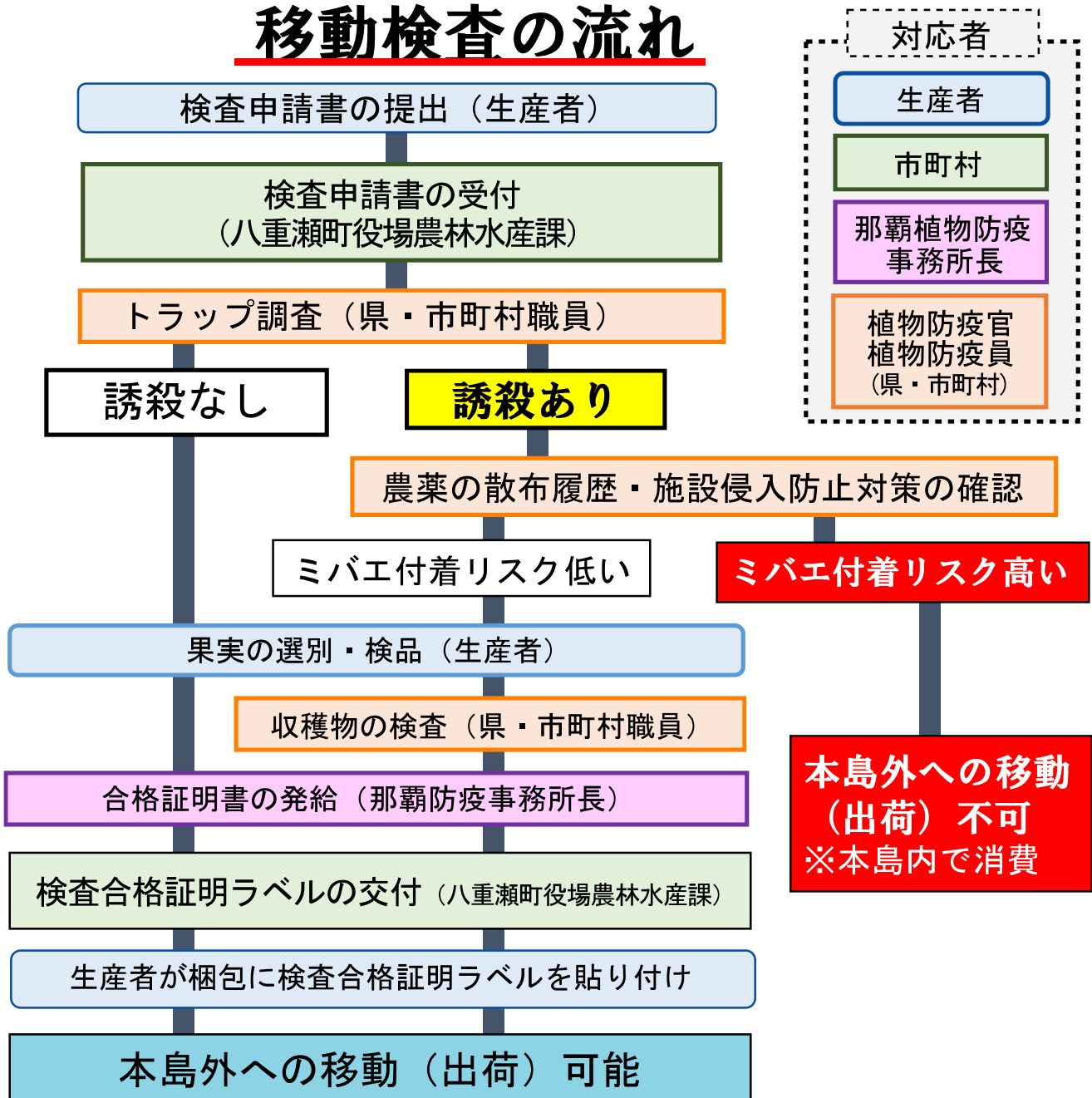
パッションフルーツ、パパイア（野菜パパイア含む）、ぱらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニ など

（注）マンゴウ、バナナ、パインアップルは、移動制限植物ではありません。

【花】

上記の野菜及び果樹の花

移動検査の流れ



生産者の皆様へのお願い

1. 防除の徹底

○セグロウリミバエを寄生させない防除対策を徹底してください。
※定期的な農薬散布、侵入防止策を講じた施設や網室、袋掛け等

2. 移動検査の申請

○本島外へ出荷する移動制限植物を栽培する生産者は、**必ず市町村への申請が必要**となります。

3. 移動検査の実施

○移動検査は、植物防疫官や植物防疫員（県職員、市町村職員）が、**トラップ調査と収穫物検査等を実施します。**

4. 検査合格証明ラベルの添付

○検査の結果、合格となった移動制限植物は、市町村から合格証明ラベルの交付を受け、荷口に添付して出荷してください。